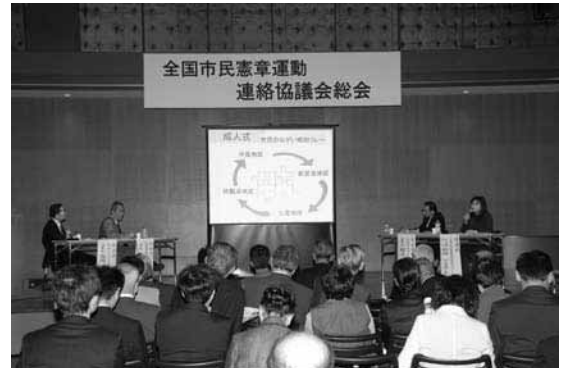


これからの市民憲章とは？

平成の大合併のもと、新たに市民憲章を制定した七尾市と水沢まちづくり推進協議会の事例発表を参考に、これからの市民憲章について、市民憲章と協働のまちづくりの関係についてなど、多くの意見が交わされました。



【事例発表】	七尾市企画政策部男女参画まちづくり課	市民協働係長	杉田 とき子 氏
【事例発表】	水沢まちづくり運動協議会	事務局長	村上 徳也 氏
【助言者】	財団法人あしたの日本を創る協会	理事長	高岡 完治 氏
【司会者】	花巻市市民憲章推進協議会	会長	三田 望 氏

はじめに ー自己紹介ー

(司会) 皆さま、大変お待たせいたしました。若干開始の時間を過ぎました。ただいまから第3分科会、市民憲章そのものについて、あるいは市民憲章運動について考えてみましょうという分科会でございます。これから始めさせていただきます。時間は、一応10時半から12時半までになっております。できれば少し早めに終了させていただきたいと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、最初に自己紹介というかたちで進めさせていただきます。助言者の高岡先生、今日の事例発表者のご紹介は自己紹介でやっていただきと思っています。それが終わりましたら、お二方に事例発表を約20分ずつ発表していただきます。次にその事例発表を基にしながらお話を進めていきたいと思いますが、このとおりそれほど

多い数ではございません。できれば助言者の先生も交えながら、それから皆さま方も一緒に参加するというかたちで、この分科会を進めさせていただければ大変ありがたいなと思います。

ですから、途中で私のほうでふらせてもらうこともあるかもしれません。それから手を挙げて発言をちょうだいしても結構です。どうかひとつ、そのへんのところもご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、私のほうから簡単に自己紹介をさせていただきます。本日のこの分科会の司会進行役を仰せつかっております、花巻市市民憲章推進協議会の会長を務めさせていただいております三田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは先に、事例発表者の方から自己紹介をお願いします。杉田さんからお願いで

きますか。

(杉 田) 皆さん、おはようございます。石川県の七尾市からまいりました男女参画まちづくり課の職員，協働係長の杉田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

全国の皆さんのお集まりのなかで，当市の事例を発表できる機会をいただきましたことがとても光栄でありがたく感謝申し上げます。本日は憲章づくりについて説明申し上げるといよりも，先輩である皆さま方の成功事例や意見交換をとおして，いろいろと勉強させていただきたいと思って参加いたしました。

制定しましても，まだ推進組織はできておりません。皆さま方の推進協議会の必要性や，どうやって活動しているのかという思いや，またその組織の活動資金はどうやって生み出しているのか。そして会長やリーダーがどうやってつくられているのかなど，皆さんからお聞きしたいなと思ってやってきました。どうぞご指導のほどよろしく願いいたします。

(司 会) どうもありがとうございます。それでは村上さん，よろしく願います。

(村 上) おはようございます。ご紹介いただきました，東北岩手県の奥州市の村上です。青い資料が渡っていると思います。岩手の奥州市どこだろうかというところあるかと思いましたが，簡単につくっておきました。距離にしますと，ここから1千200キロございます。新幹線乗り継ぎ，7時間で昨日到着いたしました。

市民憲章運動は，合併前にも推進組織をつくって活動していきまして，この全市憲にも参加させていただきました。今年の2月，ようやく新しい市民憲章が生まれました。今，その市民憲章を全市民の生活につながるような推進組織をつくろうという最中に

ございます。七尾さんのほうからもお話がありましたように，今日は全国の皆さんが同じような課題・悩み・喜びをお持ちだと思えます。後ほど司会の方のご協力をいただきまして，会場の皆さんと一緒に，これからの市民憲章を通じた新しいまちづくり，市民地域づくりという場にさせていただければありがたいと思えます。よろしく願いいたします。

(司 会) ありがとうございます。それでは今日の助言をいただくことになっております，高岡理事長のほうも自己紹介というかたちでお願いいたします。

(高 岡) 皆さん，おはようございます。「あしたの日本を創る協会」というと，ご存じの方はいろいろとご理解をいただいていると思えますけれども，決して右翼団体ではございません。昔の名前は「新生活運動協会」ということで，今年で設立されてから51年になります財団でございます。

もともと鳩山一郎さんが総理のときにつくられた団体でございます。当時の考え方はいろいろな地域づくり，一種の戦後復興運動として各地で始まっていた市民レベルの活動をサポートすることを目的にしてつくられた団体でございます。その基本精神を今も引き継いで頑張っているところでございます。

実は，今日壇上の私を除くお三方は，私どもと大変長い間深い関係を持っていたところでございます。七尾市さんは，今度新しい市民憲章をおつくりになるときにもお声をかけていただきまして，途中からですがその策定過程に私も参加をさせていただきました。私の思いもいろいろ申し上げたつもりであります。しかし大変斬新なつくり方をされたところでございます。

それから水沢まちづくり運動協議会（現

奥州市)さんは、これもやはり七尾市さんと同様、平成の大合併のもとで、ようやく市民憲章をおつくりになって、そしてこれから推進母体をどういうかたちでつくっていくかという、いろいろ模索をされているところでございます。それから司会をしてくださいます三田会長さんのいる花巻市は、同じように1市3町が合併されましたが、推進母体の問題や市民憲章をつくることも、非常にスムーズにいかれたというところでございます。

この分科会では、それぞれ違った市民憲章のつくり方、今後の問題、推進母体を含めまして、タイプの違った三つの市の皆さま方がご発表になるという仕組みになっております。それからさっき三田会長からもお話がございましたように、ただ単に壇上の4人が意見を交換するだけではなくて、これだけの小人数の集まりですので、皆さま方にも市民憲章についてのいろいろな悩み、深い悩みがおありになると思います。ぜひそれをぶつけていただきながら、これからの市民憲章、この素晴らしい道具をまちづくりにどう生かしていくことができるのかと。できる方法をみんなで考えていこうという基本的なスタンスで、私も皆さま方とお話をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(司 会) 高岡理事長に、本日の趣旨についてもご説明をいただきました。ありがとうございます。それでは、これからは座ったまま続けさせていただきますので、どうぞご了承いただきたいと思えます。

それでは早速、今ご紹介がございました石川県七尾市のケースにつきまして、杉田さんのほうからご説明をお願いしたいと思います。

市民のねがい ー七尾市民憲章ー



(杉 田) それでは、座って説明させていただきます。七尾市の市民憲章は、高岡コーディネーターをお迎えして、1年6カ月という時間をかけて、子どもから高齢者までの幅広い層の思いを、いろいろなかたちに組み入れながら議論してつくり上げ、昨年の9月に制定しました。1年たった10月6日「制定1周年のつどい」を盛大に開催いたしました。

七尾市は能登半島の中央部に位置しまして、七尾港を玄関口に能登の政治・経済・文化の中心地として発展してきた人口6万2千人弱の市です。「渚のいで湯」で有名な和倉温泉があり、多様な祭りがあり、そして自然豊なところです。新しい市民憲章のもとで、「人が輝く交流体感都市」という合併後のまちづくりを進めております。皆さん、ぜひ七尾へおいでください。皆さんがおいでになることが、この新しい市民憲章の一行、「ななおのまちに人集う」という市民みんなのねがいともなっております。おいでくださるのをお待ちしております。

それでは、市民憲章をご紹介します。昨日の交流会で福知山市さんが堂々と朗読されていきましたので、負けないように私のほうも発表したいと思います。

市民のねがい ー七尾市民憲章ー

古き歩みを誇りつつ
文化の薫るふるさとに
豊かな未来夢ひらく
なみおだやかに碧（あお）光り
ななおのまちに人集う
おとなも子どもも手をつなぎ
しあわせの和を広げよう

主な特徴としましては、全体の構成が七尾の「七」を取って7行からなっております。そして、すべての行が七五調の歌のようになっております。表題が特徴です。「市民のねがい」とわかりやすくしながらも、「市民憲章」という言葉に慣れ親しんだ人の思いも大切にしたいと、どちらが表題、副題というのではなく一体のものとなりました。ですが、言いやすいほうを選んで使ってもよい柔軟なもので、今後、市民の皆さんに親しまれたものが真の表題となっていくでしょう。

また内容的には、理想的で一人ひとりが感じて考えて行動するものとなりました。一方的に押しつけるのではなくて、どんなまちにしたいのか、そのために何をすればいいのか各自が常に考えていく憲章であります。

覚え方としては、行の頭の文字、「古き、文化の、豊かな、な、な、お、し」とわかりやすくまとめ上げてあります。そしてこの憲章は、次の五つの基本的な考え方にたってつくられました。市民みんなのねがいであること。条例でもなければスローガンでもありません。誓いでもなければ、本当にねがうもの。それから市民みんなのものであること。行政のものでもなければ、協議会などの一部の団体のものでありません。みんなのものであっていいという。

それから、わかりやすくして親しみを持って口ずさめるもの。碑石をつくって終わる。式典で唱和して終わるのではなくて、日常生活で常に口ずさめるものであります。また、合併後のまちづくりにふさわしいもの。新しい時代の、新しい市の、新しい市民の憲章としてつくられました。それから最後に、一人ひとりが実行できるものであります。

思いをカタチに “市民のねがい”ができるまで



そしてこの憲章は、「世代別素案づくり」という手法でつくられました。小学生、中学生、公募会員で六つの世代別グループを構成して、世代ごとに素案をつくって、代表がよって一つにまとめていくものです。

当然、グループ素案をつくるときにも、一人ひとりが素案をつくってグループでまとめていきます。中学校では、市内の全中学校で素案をつくっていただきました。これらのつくり方もアンケートなどの採り方も、各グループで考えて取り組まれました。そして意見を交わしながら学習し合って、何かあったら解決するのは行政というのではなく、自らの話し合いで調整していくというプロセスを大切にしたい取り組みであります。

当然ながら、この過程は険しいものでした。憲章づくりのための特別な予算もなければ、補正も認められません。そしてこの手法を生み出すために、6カ月以上の期間も要しました。まず職員間で一体になることが大事であるということで、庁内の職員で公募して、いないところは部長推薦などで呼びかけ、自主的に意欲のある市職員の参加をお願いしました。

各地区や各庁内の職場・年齢・性別・役職、いろいろな市民を想定して仲間を募ったわけです。でも最初は喧々諤々というような感じでした。私たちは対等合併である。職員でもこうですので、これが市民になると本当にまとめられることができない。しかし、だんだん話し合っていくうちにわかり合ってきて、そして一緒にひとつのものをつくろうということで、職員からまず心をひとつにしていきました。

それから40人以上の公募会員を無報酬で

集めること。そして専門の先生もおらず、私たちも担当になったばかりで、市民憲章が何なのか、なぜ必要なかを理解することができなくて、どんな先生にお願いすればいいのか、どんな資料で勉強すればいいのか、とても悩みました。

それから各世代の思いをいろいろコーディネートすることの難しさ。やがてできあがってきたときには、新しいかたち、新しい感覚の憲章を市民や各会議の人や議会へと理解を求めてもらうのに、随分と困難な思いをいたしました。その時々、高岡理事長様には公務多忙のなか、夜行列車で何度も駆けつけていただき、ご指導、助言をいただきました。

それでは制定までの険しい歩みを「市民憲章みんなで作る会」の振り返りと交えながら画像をご覧ください。

<スライド>

いかがでしたでしょうか。制定後の私たち市民一人ひとり、この憲章をどのようにとらえ、考え、実践していくかが重要であります。市民のねがい、託した思いを具現化していくために何をすればいいのか、何ができるのか。次なるステップも市民の皆さんとともに考えて進めております。

市民のねがい推進体制と市民参加

こんなに多くの市民の皆さんがかかわってできた憲章ですが、まだまだできたことさえも知らない市民が多いのも現実であります。そこで、今年の6月「市民のねがい推進委員会」を立ち上げました。各方面からの普及を図るため、自ら核となって考えて行動して下さる公募会員・団体代表・行政の45名で構成しています。さらに、一人でも多くの市民に知ってもらい、覚えてもらう、理解してもらおうということを2、

3年はやりたい、しっかりとしてもらいたいなということで取り組んでおります。

そして先月の9月21日から本日まで普及推進月間と定めて、自発的な市民の「ひとつ行動」を推進しました。何かひとつできることを進んでやってみよう。町内会でごみ掃除の当番をしたり、それから公民館の会合に出席したり、家庭で憲章について考えたり、それから団体や組織の会議などに唱和をしてみようというような呼びかけで、自発的にやっていただくということがあります。



事例発表 七尾市企画政策部男女参画まちづくり課
市民協働係長 杉田 とき子 氏

私たち行政担当としては、この市民のねがいを熱く語り、必要性などを、コミュニケーションを通して普及・啓蒙しております。また市民のボランティアの皆さんと一緒に卓上カレンダーなどもつくって、公共の施設だけでなくデパートなど企業・商店にも配布しました。また本日お配りした押し花しおりは、市民ボランティアの手づくりによるものです。

市民の皆さんが各自考えて取り組んだ主な事例として、「はたち委員」による成人式での市民のねがい唱和リレーがあります。合併後バラバラに開催していた成人式で、何か一体感をということで、ちょうど市民のねがいができ、市民のねがいを唱和して、自らが考えて行動する市民になることを誓ったメッセージを各会場につなげて輪をつ

くりました。平成20年の成人式ではその輪が一つになって、はじめて合同で開催される予定です。そしてふるさとの伝統を受け継ぐ若者の心意気を示そうと、今練習中があります。

また、パッチワークグループでは、子どもの健やかな成長を願うとともに、大人も子どもも手をつないだぬくもりのあるまちにしたいと2.5メートル四方の大きなキルトづくりを提案し、行政と700人以上の市民の協働で10月6日「制定1周年のつどい」で見事完成させました。

また地区実践委員会では、40年にわたる憲章の精神・理念を新たな憲章、市民のねがいに引き継いであいさつ運動や花いっぱい運動、ごみゼロ運動など、これまでの活動を自主的に継続しております。これらの市民のねがいを感じて考えて行動する市民の輪は、まちづくりの貴重なパワーであります。

組織活動への課題

一市民の皆さんと一緒に考えて進む姿勢を崩さない

さて、実践組織についての課題を市民の皆さんとともに考えていかねばなりません。旧七尾市民憲章推進協議会は、この新しい憲章ができたと同時に発展的解散をいたしました。厳しい財政状況のなか、これまでのような補助金などの助成は見込まれないでしょう。官であれ民であれ、組織運営には経費を要します。そしてまた、どんなに素晴らしい活動組織であっても、組織の目的・必要性が充分話し合われ納得されなければ、合併後の多くの市民が参加する組織として機能していきません。組織の基軸や核づくりも十分に話し合っただけで考えていきたくはないと思っています。

私たちは、憲章づくりのように市民の皆さんと一緒に考えて進む姿勢を崩さず、一

つひとつの推進にも時間をかけて、世代別素案づくりのように本音で話し合える場をたくさんつくって、子どもから高齢者までの幅広い声をどんどん取り入れて進めていきたいと考えています。

最後になりましたが、七尾市民憲章の推進運動は、今は特別な運動にする必要はないと考えています。イベント的ではなく、またボランティア活動イコール憲章運動でもないと思っています。各自が生き生きと元気に暮らすこと自体が運動となっておりますし、これまでの活動の輪を広げたり、生活を振り返ってみたりするなか、この市民のねがいに通じる思いがあるはずで、そしてそれは、市民一人ひとりが感じることから、既に運動は始まっているのです。

市民の自主性、主体性を引き出して、自らの力で市民のねがいの真の価値を生み出していくために、七尾市と七尾市民はともに歩み出したばかりです。小さな輪をたくさんつくって、3人、4人と仲間を増やして手をつないで、そして無理なく活動する市民の輪と幸せの和を広げて市民憲章は生活に活かされて、七尾のまちをみんなで作っていきたくないと考えております。以上でした。

(司 会) 杉田さん、大変ありがとうございました。制定に至るまでのプロセスも非常によくわかりました。質疑につきましては、あとからお受けしたいと思います。

まさに昨日、高岡理事長さんがおっしゃられた住民の住民による住民のための市民憲章運動、その前の市民憲章の策定ということでございますけれども、まさにそれを地で行った憲章の作成の過程。ここに時間をかければかけるほど、制定後の市民憲章の重みとといいますか、存在感とといいますか、そういうものが非常に大きくなるのではな

いかなというふうにも感じました。

ただ問題点は、これをどうやって広く親しめるようなかたちに浸透させていくか。それから具体的に、先ほどの七尾市の市民憲章にうたわれていることを、実践活動としてどうやっておろしていくか、あるいはそのときの活動の母体、あるいは組織、そういうものをどういうふうにしていったらいいのかということで、今、模索されているというふうにお聞きいたしました。

それでは続きまして、奥州市の村上さんお願いいたします。

奥州市民憲章について

(村 上) 大変素晴らしい準備、企画のなかで、ユニークな、子どもたちでもすぐに覚えられようような憲章をつくられた七尾さんに敬意を表したいと思います。

奥州市は、前段に申し上げましたのが2市2町1村でございます。これが5千人の村から7万の市と、人口世帯には非常に大きな差がありましたけれども、対等合併ということでいきましょうという共通項にしまして、各区の代表、あるいはいろいろな団体代表に20名の策定制定委員会を設けました。そして、さらにその中に10名で策定素案づくりの委員会を構成しております。その委員会構成が、合併がスタートしました平成18年2月の半年後に設置されました。1周年記念のときには新しい憲章をみんなで唱和しようという着地点をもうけて作業を進めていただきました。

したがって全体の会議の回数は6回ほどになっておりますが、たまたまこの2市2町1村のなかには、全部に市町村民憲章がございました。しかし、推進組織を持っていたのは、当時の水沢市のみでございます。あとの4市町村につきましては、憲章はあ

るけれども具体的にそれを実践、あるいは生活にどのように運動として持っていくのかなどの部分がなかなか難しかったようでございます。

ただ、成人式ときには教育委員会サイドで唱和するとか、あるいは大きな会ときには担当する主宰者が唱和の音頭をとるとか、そのように個々にはありましたけれども、水沢市の場合には、昭和39年にできた市民憲章でございます。当時は市長が会長で、事務局も社会教育課、あるいは企画課、変わりましたが役所の中にごさいました。しかし、それでは本当の意味にはならないだろうということで見直しが行われまして、昭和59年に会長が民間に変わりました。ただ事務局は、そのまま役所の監督におかれておりました。平成2年、このときに専任の事務局推移とっておりました。これが純然たる民間になって事務局体制、役職、会長もすべて民間の方々が担うと。この市民憲章運動を民間サイドで進めて、行政は当然その後押し、手伝いをしていこうと、常時連携を取りながら活動、運動を進めていったわけです。平成5年になりまして建物も別々にしようと。たまたま古い屋敷が撤去され、その跡地を活用することにしました。

<スライド>

このようなちょっとモダンな建物で、市のほうで市民の交流サロンということで準備いたしました。ここに市民憲章の事務局と、一緒に国際交流協会の事務局と入りました。どちらにも専任職員が配置されまして、ここに事務局長が専業する。会長は民間団体から出ています。このような状況で進めてまいりました。

この市民サロンの施設、水沢地域交流館は愛称で「アスピーア」と呼ばれています。

「明日のユートピア」という造語で非常に多くの市民の方が利用されています。

<スライド>

このなかにはいろいろな団体が、これは会議の席でございます。会議もこのように非常にユニークな会場でやりますと、難しい会議も非常に気持ちよく、お互いに最後は笑顔で別れるということです。ここにサロン風の施設がございます。このサロンは、いろいろな行政団体、あるいは子どもたち、高齢者の皆さんが、いろいろな自分たちの施設として利用しております。さらにここに来ますと、市民憲章がございます。「ここは市民憲章の館だな」という感じがするように計画してまいりました。そういうことで行政の枠がありましたが、当時からの5市町村の住民の皆さんは、気軽に行政の枠にこだわらずこの交流館を利用して、いろいろな集まり、会議、あるいは歌の会をつくってみんなで歌を歌う、英会話をやる、子どもたちの集いをするなど、そういうように利用されてきましたので、言うなれば市民憲章運動は、日常的に「これが市民憲章か」と、こういう意識を持ってもらうようにこの施設を充分に活用されてまいりました。

何よりも時代を担う子どもたちに焦点を —子ども参加のイベント開催—



そして合併を迎えた平成18年でございますが、合併後、一時は危ないのではないだろうかという議論もあったようですが、平成18年にまとまってスタートし、そして1年後には新しい奥州市民憲章をつくろうという着地を目指して、約半年後の11月にこの委員会が設けられ、具体的な協議が進められてまいりました。

このなかには、たまたま合併前の全市町村に市町村民憲章があったことが参考にさ

れたと思いますし、それから時代の趨勢も含めて、やはりこれからは子どもたちが自然と唱和できるような簡単な憲章にすることが大事ではないか。何よりも時代を担う子どもたちに焦点を置くということが非常に大事ではないかと。お手持ちの資料にもありますように、まず3本の条文でまとめたのが、奥州市民憲章になっております。

～ 奥州市民憲章 ～

ふるさとを愛し

いきいきと働くことができるまちをつくり
ますすんで学び

文化のかおり高いまちをつくり

みんなが手をつなぎ

健康で明るいまちをつくり

この3本に集約された憲章でございます。憲章はできたけれども、それを単にありませんではなく、いかにこれを市民生活に結びつけていくのかということが大事ではないだろうか。先ほど、七尾市のほうからもご提起されましたように、今まで推進組織のあった地区におきましては、これを集会の都度、あるいはいろいろなイベントの都度、全員で唱和する。もちろんこの建物の中での会議等につきましては、前段にみんなで市民憲章の唱和をする。そこから会議が始まると。あるいは総会などでも、前段でこの市民憲章を唱和しましょうと。こういう活動のスタートが市民憲章から始まるということが形態として進んでまいりました。

<スライド>

これは総会です。まずは前段でこのようにみんなで唱和をしましょうと。そして集まった皆さんが心をひとつにして、それが

ら総会、あるいは集会、そういうものに入
っていきこう。こういうことで、この唱和運
動ということを大変大きな位置付けといた
しまして、さらには市民憲章の日常化、要
は毎日の生活、毎日のいろいろな在り方が
市民憲章につながると。こういうことを意
識していただきましょうということで、市
民憲章の日常化ということも常時いろい
ろな場に提示しまして進めてきたところご
ざいます。

まず、このように今新しい市民憲章の推
進措置の検討中でございますので、今まで
のこのような取り組みを、さらに全市に広
げるための組織づくりをしようというこ
とで、いま盛んに検討が重ねられていると
ころでございます。

そのために、今実際にやっているような
ことを広めていくための、このような状況
の活動をやっていきますということをご紹
介しておきたいと思えます。これは市民憲
章の推進大会で毎年やっております。1年間、
いろいろな実践活動をされた方々を各地
区・団体から推薦いただきまして、市民憲
章推進大会で表彰をし、ご苦勞に感謝を
しています。

<スライド>

もうひとつは、子どもたちにいろいろな
ステージをつくって、これから子どもた
ちに対して、多くの地域の皆さんの協力をお
願いしないといけないのかな、というこ
とで、「モデル子ども会」というものを指定
してまいりました。これはモデル子ども会
の代表に指定書を渡すところですが、ちょ
っと緊張しているようでございます。子
どもたちがこういうところに来て、皆さんで
話をする。あるいは自分たちの子ども会は
自分たちで目標を定めて、そして地域の皆
さんと一緒に活動をしていくということが

進められております。特に、最近は子ども
会の数も少なくなっています。10人以下
の子ども会というのも結構多く出てしま
した。そこで二つの指定子ども会が、「うち
の子ども会は人数少ないから一緒に交流を
しましょう」ということで、バックも違え
ば地域も違う子どもたちが、先ほどのサロ
ンに集まりまして一緒に交流をしました。
そこに今度は高齢者のマジッククラブの皆
さんが、「じゃあ、おれたちも何かお手伝
いできるのではなからうかな」と言って来
まして、子どもたちが真剣な目でいろい
ろとマジッククラブのおじさん方と一緒に交
流をする。こんな場も出てまいりました。

<スライド>

これは子ども会同士が最後にエールを送
ってお別れしたところでございます。これ
がご縁で、その後も交流を続けている地区
もでございます。何よりも子ども会の指定に
なりますと、子どもたちがどんなことをす
るのか。マスコミさんでうちの子ども会が
モデル子ども会の指定になったと。地域の
皆さんが子どもたちに声をかける。ある
いは、今まであまり関心がなかった方々も子
どもに対して、いろいろな協力体制がで
てきたとか。予算も少し増やさなければ
ならないとか、あるいは高齢者の皆さん
と一緒に清掃活動に子どもたちが参加す
るとか。興味がわき、地域も変わってきた
と。こういうモデル子ども会ということが、
このようにつながってきました。

ただ、これをつくるときにも、大変悩み
ました。教育委員会サイドのほうから、な
んで市民憲章運動が子ども会にまで手をか
けないとならないのか。あるいは公民館の
ほうからは、そうでなくても忙しいのにま
た仕事が増えるという苦情もありました。
しかし、何回か話をするなかでご理解いた

だきまして、今では、むしろ地域、あるいは各公民館の職員の方からも「うちの子ども会も、ぜひ指定のなかに入れるとありがたい」というので、二つ予定していた年度が三つになることもございました。このように子どもたちを中心に、市民憲章運動のなかで子どもたちがこのように指定になっていますということが、非常に大きく地域の中に反映してきたことも事実でございます。

<スライド>

これは推進大会。前に開いておりますが、約150名から200名ぐらい集まったなかで、子ども会の1年間の活動報告をいただきます。指定子ども会二つであれば二つの子ども会から。そうしますと、おじいちゃん、おばあちゃんもうちの孫が、近所の子どもたちがということで地域の皆さんも会場にかけつける。特に校長先生は、「うちの学校の子どもたちが発表する。では、ぜひ行こう」というので先生方も来て子どもたちの発表を見守る。そうしますと学校、地域、子ども会、みんながひとつの輪になって、子どもたちの活動が地域に広がるという状況も出てまいりました。

<スライド>

森づくりで広がるきれいなまちづくり

これは森づくりをやりました。昔は、ここは市の土地で廃棄処理場でありました。そこが長年のなかでだいぶ土がたまって、木を植えても大丈夫ではなかろうかという山になっていたのです。ここに、献木運動という木もございましたけれども、ただ木を植えただけでは面白くないということで、これは2年ぐらいかかったのですか、いろいろな方の知恵をいただき、議論も重ねました。そこで人生の中ではいろいろな思い

出があるだろう。子どもが誕生した。あるいは入学をした、結婚、家を建てた、何かの表彰をいただいた。その思い出をこの森に託そうと。その思いを込めた、「ふれあいの森」という名前にして、市の木であります「もみじ」を植えようという運動をいたしました。

一口3千円の協力をいただいて、苗を買い、植栽をし、管理をするという制度を設けたわけです。約4千平米の土地、山がございまして。その中央にあずまやを立てて、散策路を設けて、やがてはこの森で子どもたちが森の学校が開けるようなものにした。あるいはもみじ狩りができるような場所にしたいということで、平成14年から始めまして、今年でもう5年になります。3年計画だったのですが、それが2年間で全部埋まってしまったのです。3年目に、ぜひ私も協力しようと思ったのですけれど、「今年はやれませんか」「いや、残念ながら今のところ山も満杯でございます」とお断りした経過もございまして、家族ぐるみで、あるいはお友だち同士で、約400本近いもみじを植えております。

そして非常にすくすく伸びている、もみじのそばに柔らかな、当初ここは牧草地だったのです。木も元気になりますけれどもやがては雑草もだんだん伸びるようになった山でございます。わざわざ水を持って行って、植えたあとに水をかけて親切に植えた親子もございました。なかには、かわいい名札を自分でつくって、植えた木の側につるす方もおりました。当初は全部に名前を付けたらどうだという話もあったのですが、やがて枯れた場合どうするのか。あるいは、もしそれが雪で痛んだ場合どうなのだというような壁もありまして、表示板として一枚看板の大きなものをつくって、そ

の中に全部この方は何の目的で、献木表示をしました。結婚とか、表彰とか、入学とか、いろいろなそういう表示板を1枚のものにして、この山の中に立てております。

遠くは広島の方の名前もございました。聞いてみたら、広島に孫がいるのですと。その孫の名前でおばあちゃんがお金を出して山にもみじを植えさせてもらったと。やがて子どもが来たときに、「お前の名前が、あの山に行くところあるよ」ということで孫とのふれあいの森にもなるなど思っている方もございました。

あるいは、長年水沢でお世話になったおじいちゃんが亡くなったと。しかしその思いは永遠に残るようにしたいということで、亡くなったおじいちゃんの名前をこの献木のなかに入れて、そして表示板に名前を書かせていただくことによって、この森がおじいちゃんの思い出だと言って協力いただいた方もございます。

<スライド>



事例発表 水沢まちづくり運動協議会
事務局長 村上 徳也 氏

しかし、森も平成14、15年で植えてもう5年になりますので、どんどん木は大きくなりますが周りの木も負けておりません。そこでいまは、森にはいっぱいの木が集まったので、今は植える場所がございませんので、逆にその森を今度は緑ボランティアということで一般の方のボランティア、それから植えた方々にご案内をして年に1回

の草刈り作業をやっております。

これはそのときの作業でございますが、地元の皆さんが、「いや、おれたちは植えてはおらんけども地元の山だと。そういう山であれば協力しよう」というので、みんなが草刈り機械を持ってきて手伝ってくれる。2時間ぐらいで全部きれいなもみじの山に変わりますけれども、このように近所の皆さんにボランティア活動をいただいて、そういう山づくりもやってきたというのがございます。10年、あるいは15年たちますと、素晴らしいもみじの山になるだろうと。そういったならば、そこで森の学校、子どもたちの遊ぶイベントを考えようかと。こんなことも夢を持ちながら、今継続してやっておるところでございます。

<スライド>

これは全国どこでもやっていると思いますが花いっぱい運動をやってまいりました。これは、お花の先生が毎週、月2回ほどこちらの一場所に常駐しまして、無料で緑や花の講座をやっています。そのときの講習のひとつまでございますが、毎年このように楽しく自分の花壇、あるいは家庭に飾る花づくりの勉強にもまいっております。

<スライド>

地域で見ますと、どこでも全国そうだと思いますが、地域の皆さんが空き地、それから自分のまちを花で飾ると、こういう運動はずっと継続をされてきております。このように立派に咲いた花壇も、ただ花壇だけではなくて、これで花壇コンクールをやるかというので進めておりますが、今年で12年になります。これはその一部でございます。花壇コンクールもこのようにそれぞれ地域、あるいは団体がいろいろな工夫を凝らして、大変楽しい花壇をつくっていただいておりますが、老人クラブ、地域花

壇，学校花壇，子ども会花壇，ファミリー花壇，この部門に分けて審査をやっていただいております。いずれ，非常に各家庭の中にもたくさんの花が今は飾られるようになったというのも，この花いっぱい運動，美しいまちづくり，市民憲章のいうきれいなまちづくりの一つという位置付けのなかで，こういう運動を進めているところでございます。

<スライド>

これは，ファミリー花壇で自分の狭い庭だけ柵をきれいに飾って，道ばたの皆さんに花壇を見せておこうというようなファミリー花壇もできております。

<スライド>

そのあと，表彰いたします。表彰式のあとはせっかく集まってくくださった皆さんということで座談会を行っております。これは，最優秀賞の皆さんから1年間の花づくりの苦労，あるいは悩み，喜び，そういうことを発表していただきまして，参加の皆さんでこのように意見交換をしながら，来年はこれでやってみようとか。私もそういうことであればできるなとか。そういう花いっぱい運動に広がるひとつのきっかけにもなっているなというので，座談会も大変楽しいものになってきているという状況の内容でございます。

<スライド>

毎年，リーダーセミナーをやっています。前段で来年の福知山さんが「まちづくりは人づくりから」というお話がございました。やっぱり市民憲章で広がる地域まちづくりということにもなりますが，このようにリーダーセミナーということで，いろいろな体験学習の発表会，あるいはいろいろな講師の方をお招きして，まちづくりのお話をちょうだいする。その際に，必ず子どもた

ちのステージをつくっています。前段でオープニングのように子どもたちが合唱をする，あるいは演奏をする。そして市民憲章を子どもたちが唱和をする。そして更に，リードの部分は子どもたちをお願いして，本文は会場の皆さんと子どもたちが一緒に唱和をする。これを毎年繰り返してやっております。

<スライド>

これは，子どもたちはそらんじて，こうして憲章をやるのですが，一般の方は歌詞本を見ないとなかなかそうはいかないのですが，子どもたちの頭にはしっかりとそれが残る。こういうことで子どもたちのステージを，リーダーセミナー，あるいは推進大会，そのときには学校の協力をいただきまして，子どもたちに必ず参加いただいて，このような出場をつくると。

もう一つは，子どもたちと会場の皆さんと一緒に歌える歌を歌っていこうと。以前は市民憲章の歌がございました。市民憲章の歌と一緒に歌う。それから，例えば「もみじ」や「ふるさと」。おじいちゃん，おばあちゃんにも歌えるような歌。子どもたちと一緒に会場で歌う。それから大会が始まりますと，会場はムードが断然変わってきます。そうはいつでも子どものステージ，子どもたちの役割で非常に大きな意味をもつなというので，必ず子どもは参加するようなステージをつくっていこうと。こういうこともひとつでございます。

<スライド>

この方も講師にお招きしましてまちづくりの基本を教わりました。ここにもあるように，高岡完治先生でございますが，いろいろなお話を全国の事例を紹介いただきながら大変参考にさせていただきました。これも，その都度リーダーセミナーの命題をかかげ

ますのも、必ず子どもたちがこのように参加をして、元気いっぱい会場の皆さんに自分たちの学校のこと、そして元気な子どもたちの笑顔を見せていただいております。

<スライド>

最後にはやはり、さっきの交流会ではないですが、本音を話すまちづくり、こういうものができるのはこういう場所が必要だというので、「語ろう、そして燃えよう、みんなのまちづくり」というテーマにしまして、会費制で毎年、これもリーダーセミナーとやるのですが、これが、一番効果があります。それが、必ず地域であたって、「あのとき会ったあなた」というので質問されるときもあります。そういうことでまちの活性化にもなりますし、非常に素晴らしい大会がまとめの場になるのかなと思ってこういうこともセッティングしております。

<スライド>

民間主導の市民憲章運動を



ご存じの方もおいでになると思いますが、これは後藤新平です。今年生誕150年でございます。この方が子どもたちに残した言葉がございます。「人のお世話にならぬよう、人のお世話をするよう、そして酬いを求めぬよう」「自治三訣」というのがございます。これはまちづくりの基本ではなかろうかというので、市民憲章運動の精神にはこの「自治三訣」「人のお世話にならぬよう、人のお世話をするよう、そして酬いを求めぬよう」、これを基本にしてまちづくりをやろうということで、ちょうど今年生誕150年で、ここにも書いていますが、明日あらためてシンポジウムがございますけれども、いずれこれを市民憲章の誓詞にしながら、市民憲章運動をこれからも続けていこうというので、新しい推進組織が早く誕生することを、

今期待しながら一生懸命努力しておるといのが現状でございます。

<スライド>

これが中央ライオンズクラブの皆さんが、創立40周年ということで、新しい市民憲章を贈呈されました。市役所の玄関前に立っています。市役所にはすごい人数の方が来ますが、必ずこの市民憲章は目にとまるはずで。それを私たちが運動に結びつけるために、立派な憲章はどこでもできておりますが、運動につながらないと、立派な市民憲章も本当に廃退になってしまうのではなかろうかと。逆にこういうことを目に触れながら、これから新しい推進組織をつかって、先ほど申し上げた市民憲章をまず日常化運動にしてあげよう。そして、みんなに唱和をする場をつくっていこうということで、これから推進組織は、今、盛んに検討努力しておりますが、あらためて課題がたくさんございます。

後ほど司会者の方から、皆さんのご意見もちょうだいしながら、これからの新しい組織づくりを、できれば市民憲章制定2周年には誕生できるようになればいいなというので、行政の皆さんとも相談しながら準備しております。いずれ市民憲章運動は、民間サイドを中心にやっていくと。奥州市はこれをこれからの新しいまちづくりの基本に据えていこうと努力しております。ありがとうございました。

(司 会) 村上さん、大変ありがとうございました。皆さまご存じのとおり、水沢市は岩手県のなかでもこの市民憲章運動はもちろん策定も早かったのですが、大変先進的に運動を繰り広げてまいりました。今ご説明がありましたとおり、運動そのものの中身も多岐にわたっておりまして、何よりも素晴らしいのは、全く民間主導で行われていると

ということです。写真にもありましたように、別建ての建物をお借りして、そこに市の常駐する職員がいて、そして国際交流だとかも含めて、ここをひとつの拠点としながら民間活動をする。そのなかに市民憲章運動もあるのだと、そういうふうな考え方でずっと進んできているわけです。

お二方の発表をお聞きいただきましたけれども、ここで共通することがいくつかあります。まずひとつは、今回の平成の大合併で対等合併をしたことです。七尾市さんは1市3町、それから水沢さんは五つの自治体が一緒になった。それによって既存の今まで慣れ親しんできた市民憲章をいったん捨ててといたしますか、棚に上げて、そして新しい市民憲章づくりに、まず取り組んだということです。そして、七尾市さんは時間をかけて四つの自治体の方々にお集まりをいただいて、そのなかで大変苦勞しながらといたしますか、時間をかけながら手間暇をかけて作成なされた。

奥州市さんは五つの自治体でございますが、そのなかで推進協議会を持っているのが水沢市だけだった。それ以外は、ほかにも市があるのですが推進協議会は全くなくて、ただ役所のなかでそういうふうな担当の課があるというだけだったようでございます。

ここで、もうひとつ共通のテーマがありまして、いずれも市民憲章ができたけれども、推進協議会がないということですね。どちらもつくろうというふうに努力をなさっているということだけは事実なのですが、今現在はない。そういうなかで、どうやって市民憲章運動を広めていくのか、浸透させるのかというふうな問題に今度はぶつかってまいります。

花巻市市民憲章ができるまで



先ほど高岡理事長のほうからちょっとご紹介ありましたので、蛇足ながら、私も花巻市の場合をちょっとご紹介させていただきます。前の市民憲章は、二十数年前にやはり四十数名の各界の代表の方々がお集まりいただきまして、2年ほど時間をかけてまして制定をいたしました。その後、制定してから4年後か5年後になりますが、推進協議会ができました。

そして以来19年間、今まで推進協議会は活動を進めてきたわけでございますが、ご存じのとおり昨年1月1日をもって新しい市に生まれ変わりました。これも対等合併でございます。その後市町村も集まり、そして皆さまにもおいでいただきました8月の全国大会を開催させていただきました。しかしこの段階では、花巻市に市民憲章そのものはございませんでした。われわれには市民憲章はないけれども、市民憲章運動はずっと継続している。まちづくり運動は、市民憲章というシンボルがなくても、活動そのものはいささかもとどまることはないという考え方をしておりまして、皆さまをお迎えしたわけです。

9月に入りましてから、新しい市民憲章の作成に取りかかりまして、策定委員会を20名ほどで立ち上げました。それから花・鳥・木小委員会と市民憲章小委員会に分かれて、市民憲章を新しくつくっていったわけですけれども、いったんは全部白紙という考え方でスタートいたしました。1市3町でございましたが、3町の方々も花巻市の市民憲章が一番いい考えだろうかと、それを下敷きにしながら話を進めていったほうがいいのではないかとというようなご賛同を得ました。これは、お聞きしていますと

七尾市さん、あるいは奥州市さんと微妙にそこが違う。これは合併に至る経緯が若干ぎくしゃくしたものがあつた場合と、あるいはそういうことがあつても飲み込んで、わりとスムーズに移行が進んでいる地域の違いがもしかしたらあるのかなと思います。



司会者 花巻市市民憲章推進協議会
会長 三田 望 氏

それから、われわれが幸い8月に大会を開かせていただきまして、そして9月から新しい憲章づくりに手をかけはじめました。たまたま私が、新しい市民憲章策定委員会の委員長になりまして進めさせていただいたのですが、最終的には旧花巻市の市民憲章を全文において若干言葉を入れ替えただけで、あとは全部旧花巻市の市民憲章を、採用をいたしました。満場一致でございました。そして3月1日をもって、新市民憲章として議会で採択をいただきまして、現在に至っております。

推進協議会につきましては、そういうわけで全く変化がございません。新しい市民憲章ができたのが3月で、総会は4月、5月に行ったわけですが、その席では新しく会員を広めようということを採用いただきました。実は私どもの会は、180 ぐらいの団体・個人が参加しておりまして、今おっしゃられたような、例えば花と緑だとか交通安全について、それから公衆衛生、その他公民館など、ほとんどありとあらゆる団体が加盟しております。

その推進協議会のなかで、例えば区長会がございます。四つの自治体に区長会がございましたが、区長会は区長会で今年度の総会におきまして、3つの町が合わせた区長がひとつの区長会を構成すると。同じようなかたちで交通安全母の会だとか、そういうものもどンドン広めて、全部同じような組織をつくってまいりました。それらが幹部団体として入っておりますので、自動的に3町の方々もこの協議会に参画するというかたちになっております。実質的には、まだ動いておりません。これをどうやって実質的なかたちにまでおろしていくか。ここがひとつの課題にはなっておりますが、今お話があつたような移行に伴う、いろいろなエネルギーの消耗ということは実際にございませんでしたので、大変恵まれたかなというふうにも思っております。

そういうことで3つの事例を簡単にご紹介いただきました。まず皆さま方から、今お聞きになったなかで、もう少し詳しくここを聞きたいというようなことがございましたら、ひとつ手を挙げておっしゃっていただけますか。どんなことでも結構です。何でも結構です。はい、お願いします。

市民憲章と基本条例とのかかわり

(岩 手) 今の市民憲章が合併で消えたと。岩手の場合も、今まで58 あつた市町村が35 に変わりました。半減しました。したがって、ほとんどの市町村に憲章があつたのですが、半減されたところ、なくなったところはほとんど消えております。そして新しく合併したところも、これは岩手のみならず全国共通だと思いますが、まちづくり条例、あるいは住民自治基本条例ですか。そういう条例に変わるところも出てきているというお話もちょうだいしておりますが、も

し、うちのほうのまちでは自治条例ができて、このようにやっていますよというところがあったら、ぜひこの場でお話しいただいて、参考にさせていただければありがたいなど。

実はうちのほうで今、住民の自治基本条例というのを策定作業中でございます。したがって、その自治条例と市民憲章とのかかわりはどのように整合性持つのかなど。あるいは運動というものは自治かなど。というのは、これから出てまいります、いずれそういうことで、既にそういうものができて、そのようなものが市民生活のなかにこのように生かされておるといふ、もし市町村がありましたらどうか教えていただければありがたいのですが。

(司 会) はい、ちょっと今、論点が変わったわけです。推進協議会の運営の仕方。その他につきましての関連するお話からですね。今、奥州市さんで苦勞なさっているといいですか、とまどいもあるのかもしれませんが。地方自治体のまちづくり基本条例のような文言なりルールなり、そういうものを作成、策定に入っているという市は、町はございますか。ございませんか。

あまりできていない、もう既にあるということですか。新しく合併した場合は、割と早めにこの基本条例を制定するところが多いのですが、いかがでしょうか。あまり聞いていませんか。花巻市の事務局、突然ですけども、花巻市も今は基本条例をつくりつつあるということです。ちょっとその内容についてお話を聞えますか。

そういうわけで市民憲章は、今年の3月にもう既に制定になって、ひとつの市民の規範といいますか、考え方のよりどころになりつつあるというところがございますが、それと別に、市の基本条例を今作成しよう

ということで、今手続きと申しますか、準備でもないですね。もうだいぶ進んでいますね。ちょっとその説明をお願いします。

(花巻市) 横のほうから失礼いたします。岩手県花巻市役所、地域振興課の奥山と申します。花巻市では、市民憲章のほうは今年3月1日に新しい市民憲章を制定させていただきました。現在、「まちづくり基本条例」という名称で全国的には自治基本条例とも言われてございます。こういった条例の制定作業を今取り組んでおります。水沢と申しますか、岩手県でいうと奥州市さんも今現在取り組んでいるわけですけども、こちらのほうと市民憲章との整合性というお話かと思いますが、この自治基本条例、全国で現在100自治体ぐらいが制定作業を進めている。すべて50から80ぐらいの自治体が制定しているのですが、まだまだ知られていない部分かと思っております。

市民憲章のつくりといたしまして、まちづくり全般をうたっているような市民憲章の場合と、あるいはどちらかという個人個人の行動の指針になるような憲章をつくっている場合があるかと思っております。花巻市においては、どちらかと言いますと個人の行動指針的な市民憲章という格好になるものですから、花巻のまちづくり、基本条例についてはもう少し全般的と言いますか、まちづくりに主眼を置いた条例の制定作業をしているという状況です。それで奥州市さんとは若干変わってきているのかもしれませんが。

(司 会) ちなみに、花巻市民憲章を読みます。

1. じょうぶな体を持ち 深い知性を育てます
1. すすんで働き 豊かなまちをつくります
1. ひととふるさとを愛し

世界への眼をひらきます

この3文です。ですから、これはもう全く個人の、一人ひとりが市民として生きていく、生活していくときの目安といいますか、指針となるようにということに主眼を置かれている。まちづくり基本条例につきましては、まさにまちの将来を強固する、目指すべき目標を定めるということが条例ですので、ちょっとその意味合いが違うということですね。

はい、どうぞ。これに絡んで、どこのまちだか教えていただけますか。

(福知山市) 福知山の市民憲章の会長でございます小野山と申します。ただ今、司会者から申されたとおриだと思っておりますが、私のまちは平成3年に憲章ができました。京都府では北部にあたいしまして非常に遅いという、京都府全体が非常に遅かったと思うのですね。

ともあれ、42回にもなるという、この市民憲章大会というものの経緯、あるいは先輩諸氏のご努力というものが非常に全国的に広がりまして、ここに来ています。たまたま合併とかいろいろな関係で、解散とかなにがしがございますが、これは一つの過渡期だと思うのですね。市としては、行政として総合計画をつくる。その総合計画は行政と市民の代表、団体、有識者等々35名ぐらいの委員で原案を審議しまして、市の総合計画というものができる。これは7、8年間続けるそうで、どこもおつくりではないかと思うのです。そのなかにまちづくり運動が必ず出てくる。

しかし、子どもは行政の関係でなされるまちづくりというものと、市民が役割として意識を持ち、まちづくりをするというのと二つあると。これを混ぜてしまうと、なんか今のようなことが起こると。条例化する

とか、どっちがやるのがいいのか一本化するとか。ですけれども、私はやはり市民の役割というひとつの意識に立って、市民憲章運動を推進して発展させていくというのが、これまでもそうでしたが、よりこれから大事だなと。なぜかと言いますと、価値観の相違や少子高齢化や社会の秩序、あるいは町や村の減少、過疎・過密、今大きな変化の時期にありますので、より住民・市民というのは、ただ今までご報告がございましたように、培われてきた生活文化を尊重しながら、これを意識して発展させていくというようなことが、市民の側にあるまちづくりじゃないかと思うのですね。

(司 会) わかりました。たくさんの方にご意見をいただきたいと思っておりますので、2、3分でまとめていただければいいかと思っております。

(福知山市) 以上です。

(司 会) ありがとうございます。今のお話はだいたいおわかりですね。民間レベル、要するに市民がやることと行政がやることをきちっと分けをして、意識をちゃんとそこにもって活動を続けるべきだろうということだと思っております。はい、どうぞ。

市民憲章は自治基本条例の中に どう位置づけされるのか

(笠間市) 茨城県の笠間市です。今回、初めて市民憲章の全国大会に加盟させていただきました。本日初めて来たのですが、市民憲章をつくるにあたって、昨年ずっとつくってきまして、やっぱり七尾市さんのホームページなんかを見ながら参考にして、子どもたちにも教室の中でワークショップをして、意見をいただいてつくっていきました。

やっと市民憲章ができて、推進母体もやっとできて、今度11月にあいさつ運動を初めて開催するという事になっています。

先ほどの水沢の協働、自治基本条例との在り方ということで、市民憲章は私の市もあるし、市民憲章運動は続けていく。そのほかに、今は自治基本条例と市民参画という条例があるところ、それと七尾市さんなんか市民参画なんていうところ、あと協働ですね、協働のまちづくりの条例によるところという、三つ。その市によってタイプの違う条例があるところがあるのです。今はどちらかというところと協働、みんな、市と市民と一緒にやろうというような条例を定めているところが多くて、市民憲章運動とそれのつながりというのは、別に運動は運動で市民がやっていると。それを市とでどういうふうにつないでいくかというところが焦点になると思うのですが、市民憲章運動を進めながら、市の条例というのは、なくてもべつに問題はないし、それとどうやってつながっていくかというところは、やっぱり市が、市民が、考えていくというところが大きいと思うのですね。そういう条例づくりも、やっぱり市が、市民が携わるといって、やっぱり大きく市のなかで進めていけるということを考えていきますと、そこらへんもこれから進めていったらいいのではないかと。私はいつも、これからそういうところやってきますので、ちょっと参考にしたいなと思っています。

(司 会) はい、ありがとうございます。5カ年とか7カ年の総合計画というのは、比較的行政側で一方的にといいますか、つくられるケースが多いわけですし、市民憲章はご覧のとおり市民の総意をなるべく結集してつくり上げるということになると思います。また、まちづくり基本条例につきましても、総合計画とはまた別の視点で考えられているところが多いのではないかなと思います。水沢の佐々木会長さんいかがで

しょうか。基本条例のことについて。今、いろいろとお進めになっているところでしょうか。

(奥州市) 水沢ではないですね。奥州市と合併して、まだ年を取らないところで。私も自治基本条例の作成委員の一人でもあるわけです。進めるなかで、今、うちの村上が言ったような問題等も、やっぱり非常に悩んでいる一人でもあるわけです。

高岡理事長さんに、昨夜、懇親会の席上で示唆を与えられました。それは、やっぱり基本条例のなかに市民憲章をどう位置付けていただくのかということが大事だと思います。しかも条例は大変難しく、市民の何人がわかるのかということです。子どもたちはわかりません。ですから、市民憲章そのもの、市民憲章運動そのものは、市民に捧げていくわけですから、そういう子どものわかるような条例をつくらうと思ってもできませんので、言うなればそこに、どのようなかたちで位置付けをしていただくかというのは、これはそれぞれの自治体において、たぶん違っただろうということで、今どんな方法で進めようかとこのように思っています。

それともう一つ、大変失礼ですけれども、先ほど「アスピアが市の職員を置いて」とありましたが、全く民間です。しかもあそこは利用する際に、「来たときよりも美しく」という合い言葉で、掃除は職員がすることはありません。利用者が来たときにやっていただける。このことをちょっと付け加えておきます。

(司 会) わかりました。大変失礼しました。先ほどお話が出ましたように、まちづくりの将来の展望を開く、あるいは目標を定める。そういう基本条例と市民憲章の、例えば相関関係といえますか、お互いに相反するよ

うな哲学を持ったのでは、やはりおかしいだろうというふうに思いますね。文言だとか対象は微妙に違うとしても、どういうまちづくりをしたい、あるいはどのような人が育ってほしいというような基本的な考え方は、たぶん同じでないとおかしいだろうというふうに思います。

村上さん、どうでしょう。今のお話のやりとりのなかで何かコメントございますか。よろしいでしょうか。

(村 上) はい。

(司 会) それでは、ちょっと理事長に助言をお願いします。

(高 岡) 助言ということではございませんで、今の問題は新しい問題として非常に皆さん悩んでおられるところだと思いますが、先ほど花巻市の方が言われたように、考えられる要素としては、市民憲章は実は大きく分けて二つある。一つは市民個人の行動規範を主にして決めておられるところと、自分たちのまちはこういうまちにしていきたいという、まちづくりの目標といたしまして、理念みたいなものを市民憲章として定められているところと、大きく言って二つのタイプがあるのだらうと思います。七尾市さんの場合は、実はこの二つが混じり合っている、非常に美しい言葉で混じり合っている。読めば混じり合っていると読めますし、それから、むしろまちづくりの活用。こんな七尾にしたいのだと、こんなまちに住みたいのだというまちづくりのターゲットを、こういう美しい文章にしておられるということだらうと思います。二つの折衷案の市民憲章のタイプもあるだらうと思います。

これから先も、笠間市さんがおっしゃったように、従来のこの条例というのは、行政が勝手な動きをすることをむしろ議会が

チェックする。市の執行部の動きを全面的に委任しないで議会がチェックする。市民がチェックする手段として条例というものを使うというのが、この条例そもそもの基本的な考え方であるだらうと思います。

その議会が定めたことにしたがって、市長以下は執行していく、執行部なのだというのがこの条例の基本的なものの考え方。これは国の場合でも、法律と政府との関係はそういう関係になっているわけです。実際はどうかという逆転している場合もありますけれども、少なくとも制度上のものの考え方はそういう考え方になっている。

従来のように、そういう条例の伝統的な考え方にしたがって、基本条例、協働条例というものを考えるのか。それとも、「いや、これから協働の時代になっていかないかん」、本当にそのとおりだと思います。市民の力をいかに引き出して、みんなで力を合わせて自分たちのまちをいいまちにしていこうかと。

今までは、行政がやるのが仕事だらうと。おれたちは税金払っているのだから、あんたら市長以下が考えてやればいいじゃないかと。やるべきだと。そのために給料をもらっているのだらうという考え方は、国の場合でも、市の場合でもみんなそういう考え方できたし、引き受け側も「それはそうだ」と、「おれたちに任せといて」ということで、決しておかしなことはしないからということでやってきたわけです。しかし現在は、やっぱり制度疲労を起こしてきていると思います。さらに深刻な問題もいろいろ起こってきた。

その問題を完結する一つの方法として、協働のまちづくりという、市民と行政とのコラボレーションという、こういう考え方が出てきている。これは今から考えると、

もうそういうコラボレーションの通るような方向に行かざるを得ない。そうすると、条例と市民活動との関係も従来の伝統的なものの考え方では、どうも市自体が、市民の力も含めて力を発揮できないのではないかと。そういうふうになっていくのではないかと思います。

そういう観点で基本条例なり協働条例というものを考えてみますと、もっと市民の力を引き出すような内容を持った基本条例を考えていくこと。私も元役人ですが、役人が考えますと、法律・条例というのは国民の権利義務に関することを書く。あるいは国の基本的な仕組みのことについて書くというのが、法律や条例だという伝統的なものの考え方があるわけです。どうも最近の大きな世の中の変化というのは、そういう伝統的なものの考え方では駄目だということを提示しているのではないかと思います。

ですから、新しい問題として市民憲章と基本条例との関係をどう考えていくのか。その前に、市民憲章がだいたい皆さん方のまちでは先にできておりますから、では基本条例をおつくりになるときに、いったい市民憲章との関係をどう考えていくのか。もし市民憲章のほうが、考えてみるとちょっと手直しの方がいいねというところがあれば、市民憲章を手直しにするのもよしということになっているのではないかと思います。少なくとも、この市民憲章と基本条例との関係、コラボレーションということに言及した、そういう新しい条例というものをお考えになっていくといいのではないかと思います。

基本条例と市民憲章は、機能が違うわけですね。さっき佐々木会長や七尾市さんも言っておられますように、市民憲章という

のは子どもからお年寄りまでわかりやすい言葉で、こんなまちにしていこうよということを行っているわけですね。そういうまちを実現していく手段が基本条例ではないかと、協働条例ではないかというふうに私は考えているわけです。

だから、本文に書くか前文に書くか、いろいろな技術的な工夫はあるだろうと思いますが、せつかくある市民憲章という宝を、やはり生かす方法で基本自治条例というものと考えていかれるといいのではないかと。せつかく七尾市さんのように、子どもからお年寄りまで全員参加のかたちで市民憲章をおつくりになったわけですから、そういうまちであればあるほど、この基本条例との関係というのを、市民の力を引き出し、市民憲章を生かした、根付かせていくためにどうしていったらいいのかと。根付かせていく過程は、私は市民の力が前面に出てくるのだらうと思います。その出てきた市民の力を行政がうまく活用していく。今までの市民憲章のつくり方のように、市が前面に立つのではなくて、あくまでも黒子に徹しながら、市民の皆さまの力、お顔を立てながら一生懸命頑張ってください。そうすると、市民の皆さまが納得されるまちづくりができるのですね。

もうひとつの視点として、今、言いかれましたが、これから行政というのは評価を求められるわけですね。行政効果のある、市民から評価されるような行政を実現していくためには、最初から市民の皆さんに参加していただければと。参加することによって市民の皆さんの理解が生まれる。理解が生まれることによって納得が生まれる。納得が生まれることによって、市民の皆さんの力が発揮されていく。自主的にボランティア活動してやろうと。「わかった、おれ

「たちもこれだけやらせてくれ」というような自発的な市民活動が出てくるのではないかと。そういうことを視野に入れながら、市民憲章と基本条例、協働条例との関係を考えていかれるといいのではないかなと。

ただこれは、さっき佐々木会長がおっしゃったように、それぞれ市の特徴があります。だから、そういうことを視野に入れながら、自分たちのまちではどういう関係の在り方がいいのかということ、それこそ市民ぐるみでお考えになっていくのがいいのではないかというふうに私は考えております。



助言者 財団法人あしたの日本を創る協会
理事長 高岡 完治 氏

行政から見た市民憲章—各市の考え—

(司 会) ありがとうございます。それでは、七尾市さんは、実は同じような市民憲章の推進協議会をつくろう、立ち上げようというふうに考えていらっしゃるわけですが、奥州市さんと違って杉田さんは市の職員でございます。市の職員の側から、実はこの市民憲章運動を民間主導型で進めるためにはどうしたらいいかということをお考えになっています。ではちょっと、お話をお聞きしたいと思います。

(杉 田) すみません。先ほど基本条例のことで、高岡理事長さんがうまくまとめてくださったのですが、私も実は、そのまちづくり条例、協働条例をつくるために新しい係として配属されました。そして「市民憲章は

まだつからないのか」ということで、市民の皆さんの声も挙がって、市民憲章をつくるということになって、二本立てでこの検討を進めてきました。そして職員、市民を含めて、今、時代はまちづくり条例、基本条例などであるということで、全国の合併した同時期の 31 市にもアンケートを採りました。市民憲章をつくっていこうと考えているところは 10 件。あとはもうまちづくり条例や総合計画、そういったものと考えながら進めていきたいというようなことでした。それで 2 年たって私たちが制定したのですが、皆さん方はどうでしょうかというような推進状況を確認したところ、10 件進めていたところが 13 件制定したということで、残り 18 件はまだ未制定の状態です。時代は、やはりまちづくり条例というようなものを考えていると。でも、それはいったい何なのか、どうすればいいのか。大きな先進地はそのように進んでいるけれども、小さなまちでそれはいったい何なのかということ、担当も迷っていらっしゃるといふ答えが多かったです。

私たちも、合併以前からまちづくり条例をつくれということで検討をしてきましたけれども、協働がなんなのかといったことも理解していない市民と一緒に、市民の責務や行政の役割、そういったものを条例化することは時期尚早ではないかということで見送っておりました。私が担当になりましたら、「早くつくれ、早くつくれ」というような指示だったのですが、市民憲章と自治条例の二つ、どういう関連性があるのかということ、やはり職員のワーキングと一緒に研究をしてきました。

この市民憲章は市民みんなのものであって、条例は悪いことを想定して縛り付けていくようなものである。市民憲章は市民の

良いことを想定しながら進めていくようなものであるから、これを一緒にすることはおかしいのではないかなという考えを持ちました。

そして、その市民憲章をどういう位置付けにするかというところで、やはり総合計画のうえであろう。そして自治条例・まちづくり条例・建設条例、そういったものの上であろう。最高上位のものとして市民憲章を位置付けて、その理念のもとで総合計画や基本条例などがつくられていくのが筋ではないのかということで、まずその市民憲章づくりを合併のまちづくりの第一に掲げながら、そしてそのつくり方を検討しながら、それでも試行錯誤を踏まえて、自治条例や協働条例などを考えていく必要があるのではないかなということで、私は今検討しているところです。



市民憲章運動分科会 会場内の様子

最近、その協働もすごく難しく、私たち地方のところでは「協働」という言葉よりも「地域活動」というような言葉がもう盛んで根付いておりますので、その協働という言葉、市民活動という言葉が無理に使わなくても自然とボランティア活動、地域・まちのために、そういったものを当然ながら自然と動かれているような地域市民が多いわけです。だから協働という言葉を使わないで、もっと違った私たち七尾市独自の考え方、そういう条例じゃなくてもで

きるのではないかなという考え方を持っています。だから、まちづくり条例、基本条例をつくろうとしている市の皆さんは、本当に私は興味があるのです。またいろいろと参考にさせていただきたいと思っています。以上です。

(司 会) はい、ありがとうございました。今のご発言について、どなたかご意見ございましたか。どうぞ。福知山さんですね。

(福知山市) 来年、当番をさせていただきます福知山市でございます。私は副市長をしておりますので、行政側の立場でひとこと述べてみたいと思います。長くなつてはいけないうので簡単に申し上げます。私は、一番大切なのは「市民の意見をどう聞くか」というシステム化だと思います。

福知山市の場合は編入合併いたしました。今言われましたところは対等合併ということですが、私たちは編入合併でしたけれども市民憲章を押しつけてはおりません。1市3町で合併いたしましたそれぞれありましたが、さっき発言されました会長さんあたりがつくっていただきました。たまたま「共に幸せを生きる」という項目ございまして、固有名詞が入っていなかったということのなかで取っつきやすかったと。お互いの目的だと思うのですが、そうしたなかで今一番課題なのは、1市3町が合併しまして、3町さんにはそれぞれつくってきた村づくり、まちづくりの色があるわけです。それぞれの色を大事にしたまちづくりをしていきたいと思ったわけです。

それは、編入しますと市会議員さんの数のがたつと減るわけです。今まででしたら16人もおられるので意見が吸い上がっているのですが、編入合併ですので2人しかおられない。地方自治法の改正で、将来的にはまた更に減っていくというなかで、市民

の声が届きにくいというようなことがあります。そうしたときに、いかに市民の声を聞く必要があるということで、まず優先的に「パブリック・コメント条例」というものをつくらせていただきました。

それと男女共同参画条例のなかで、実際はまだできていませんけれども、審議会には必ず女性を30%以上という条例。まずそういったシステム化づくりをさせていただいて、そして盛り上げていきたい。そのためにはぜひ来年の全国大会に皆さん来ていただきまして、「行政主導型のまちづくりしとったらあかんのや。やっぱり住民の、本当の行政主導でないまちづくりをすることが大事や」ということをぜひ言っていただきまして、バックアップしていただきたいと思っています。ありがとうございました。以上でございます。

(司 会) ありがとうございます。システム化が大事だというふうなご意見でございました。どうぞ。

(笠間市) 先ほどの七尾市さんからの話と関連して、私のところは笠間で1市2町の対等合併です。もとの町の議員しておりました。合併すると合併協議会でいろいろなシステムをどんどん決めてしまいますね。私はそのときに、それも大事だけれども市民憲章をつくることのほうが先じゃないか。実際には難しいのですが、こんな市にしたいから、「この指とまれ」と言って合併ができたらどんなに素晴らしいか、そんな思いでいました。

その根本は、昔に聞いたイスラエル建国のときに、やっとな国を得た国民が、これからどういった国をつくっていくかというときに取ったのは小学生で、山の中腹までの模型をつくって、「これからは私たちの手で」というふうな、それが国で1位になっ

た。そんな思いがこの市民憲章づくりにはありました。

それから国会議員・県議員・市長、そういった方はみんな、選挙のときには「こうやります」「ああやります」、やることばかり言いますから、有権者はやってもらえる。やるとやってもらうが、そんなことが何十年も日本の国で続きすぎたので国民がやらないといけないこと、市民がやらないといけないぶんまで、みんな怠けてしまった。そのへんで、やはり基本条例などはある程度、やっぱり必要ではあると思います。そういうなかで市民としてやらなければならない思いで市民憲章を大切にしたいと思っています。

さいごに—まとめ—



(司 会) ありがとうございます。住民の意識が、まず大事だというようなことでしょうか。時間も迫ってまいりまして10分少々なのですが、今までのお話し合いのなかで、これだけはちょっと皆さんに伝えたいとか、あるいはこの意見は皆さん聞いてもらいたいとか、何かございましたらもう一つ、二つぐらいお受けしたいと思いますがいかがですか。

ないようでしたら、事例発表者のほうにお返ししたいと思います。あとはよろしいですか。

後半は、市民条例のお話が多くなりましたけれども、当然ながら共通しているわけですね。あるいはどなたかおっしゃられたように、いくなればまちの憲法みたいなものは、やっぱり市民憲章ではないかと。その市民憲章が核になって、それにかかわるような条例というふうになる。それから地域の住民の方々も自分のまちは自分たちの手でつくるのだというふうな、

まず意識付けが大事だろうと。行政のほうは、それを受けるためのシステムをきちんとこれからつくっていく必要があるのではないかなというようなお話だったのかなと思います。

それでは、せっかくでするので事例発表者のお二人に3分ぐらいずつ、今までのことを総括しながら感想でも、あるいは何でも結構ですのご発言をいただいて、最後に助言者の理事長のほうからまとめをお願いしたいというふうに思います。それでは七尾市の杉田さんよろしく申し上げます。3分ぐらいでお願いします。

(杉 田) 私が感じていた推進協議会の維持する経費などは、民でやっていらっしゃるところはどのように生み出しているのかなということが疑問です。旧七尾市は補助金で支出しておりました。それを推進協議会が受け取って、自分たちの活動に展開していくと。そして、その推進協議会でもまた寄付を募って、それらをもとに活動経費に充てていたわけですが、合併後、厳しい状況になってきました。そして、その市民主体ということで、できるだけ補助金カットということが行政での目標が下ります。そんななかで組織をつくるのはいいですが、今まで補助金をもらって活動していた市民は、補助金もなくて何をしろという、花を植えるにも種代もあるし水だって水道料がかかるわけだからというような協議がよく挙げられます。そういったなかで、行革とか現在の財政状況を話し合っていくと、すごく理解してくれる市民も多いのですが、そういった協議会の運営資金は、民でやられているところはどのようにしていらっしゃるのか。また官主体でやっているところは、どうされているのかなというところです。

それから、本当に公の組織として必要な

のかということですね。それは母体となっている大きな組織なのか、それとも実践している組織なのか。旧七尾市民憲章推進協議会の事務局は解散したのですが、生涯学習を基底とした公民館での実践委員会はまだ残っております。そしてその行政から声がかかったら、いつでも旗揚げできる体勢で待っている状態ですが、こちら声もかけますと、やはりそれは行政主体みたいになって、経費をくれるのかなという感じになっていけなくて、できるだけ自発的にこれまでの活動を継続していただけるよということ、そういった市民の意識を変えようというようなことを考えております。

そして旧七尾市の実践委員の組織の運動が、合併以前にそういう組織運動をしていなかった地域にモデルケースとなって、模範的になって自然ととけ込んでいって、向こうのほうにもそういう動きが出てくればいいなというような思いなのですが、やはりこの美しい施設や場所やこの自然は、市民の皆さんのそれを大切にしたいと思っている心、市民の皆さんの力でつくられているということがわかります。一人ひとり感じて行動することも大切ですが、特に花を植えて美しいまちをつくるような、その花を愛する心はすごく大切で、それらでまちをきれいにしていく行動は、やっぱり一人よりも二人、三人、組織なり団体でやったほうが素晴らしいものになるのではないかなと思っています。

一日でも早くそういった地区の実践組織ができればいいなと思っているのですが、それをどうやって行政主体にならないで市民の力で団体なり組織ができていくにはリーダーが必要なのかなのか、どうすればいいのかなということで、今回皆さんに

お聞きしたいなと思ってまいりました。また、帰ってから直接こちらのほうから、またそういったことをお伺いするかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。今日はありがとうございました。

(司 会) はい、ありがとうございました。村上さんお願ひします。

(村 上) これから具体的に進めるための推進組織の結成の準備に入っていますが、前段で、私は民間サイドで、他の市町村、全市町村にも呼びかけようと、新聞紙大の市民憲章の表示板を3千枚つくりました。これを今、公共施設、図書館、学校、そしていろいろな集会所など、全部に配っています。もう公共施設は全部配りましたが、これから民間サイドの集会所や事業所が結構あります。あるいは個人の商店などにもお願ひして、多くの市民の皆さんの目に触れるところに掲示してもらおうということで、ぎりぎりの予算のなか、3千枚自前で作って、今それを配って、心を一つにする方法に使おうと思っています。

それからもう一つは、先ほども紹介しましたが、毎年開いております推進大会でございます。今年は来月の27日に予定しております。今までは推進組織のあった水沢区、旧水沢市だけでしたが、今年は「憲章制定1周年記念」と名をうって、奥州市全体の他の合併した市町村にも協力をお願ひしようと。一同に会して市民憲章を唱和し、憲章運動を多く理解いただくという大きな大会を計画しております。もちろん、このときには実は知事と呼ばうということで、知事といろいろとこれからの県のまちづくり構想、住民の在り方、県民に求めるもの。そういうことをテーマでやろうと思ったのですが、知事の日程が合わなかったので、

県の教育長が、それでは子どもたちの時代に向けて私が行ってお話ししようというので発表します。そうしますと、子どもたちを中心に地域のかかわり、あるいは学校の課題など、いろいろな課題が出ていますので、そういうこともその場でお話しいただければ、非常に奥州市全体の心がつながるのではないだろうかということで、次の推進大会を期待しております。

それからもう一つは、うちのほうで90すべての団体が構成団体に入っています。子ども会・老人クラブ・交通・防犯・学校の校長会・警察、すべて網羅しておりますので、そういう団体の協力もこれからお願ひしていこうかと思っていますが、特に合併したことによって、今まで、例えば5市町村あった体育協会。そういうものは自分たちの民間サイドで今1本の組織に変わってきております。福祉協議会も変わってきました。老人クラブも変わりました。全部一緒になりました。しかし、今の私の組織の立場から全部に呼びかけするというのは非常に難しいということもありますので、できるだけ民間サイドのそのような団体が大きくなることを手助けできるように、市が大いに一緒になってやっていこうかという考え方も持っております。

あとは予算のことがございました。実は先ほど紹介しましたこの地域交流館も、昨年度から指定管理者制度が導入されました。したがって、予算もぎりぎりになってまいります。そこで、もう一つは協賛会員制度というのを設けてまいりました。これはもう平成7年から拡大運動をやっています。個人の場合は年間1千円、団体が5千円、法人が1万円ということで、ご協力を申し上げて、毎年口座振り込みでお願いしております。金額にしますと60万ほどになりま

す。ですから、事業展開はこの予算に限りますと、ほぼいろいろな事業が計上できますが、いずれ指定管理者制度の関係がありますので、またきつい予算措置になるわけですが、そのように財政の支援と併せて、憲章運動についての理解を得た事業所 20 ほどモデル事業をやっていますので、それから事業所のなかで憲章運動をやっていたらどうか。そして、その事業所については地元の新聞社に紹介したり、あるいはうちのほうで出している会報で紹介したりということで、いろいろ資料ができております。

そういうなかでもう一つは、お手元に、全国の市民憲章の唱和と出ております。実は、来年 10 年になります。これは平成 10 年で、私らも当時、この全市憲の会員として参加しておりましたので、全国の団体と意見交換してもらいましたけれども。これのできたのが平成 10 年、ちょうど視聴においてになっています新潟県の村上市の長谷川さんが、やはり全国が集まったときに、みんなで心をつなげて唱和文するのがほしいな。各県、地区ではやっているのだというので、長谷川さんが提案しまして、当時、釧路と村上市と愛知県の豊田市、それから岩手の水沢、この 4 団体が策定委員として頑張って、懸案をつくるという作業を仰せつかった経過があります。

そして平成 10 年にできて、11 年の釧路大会のときに初めてこれは唱和されました。ずっと前からこれが唱和されてきておりますので、来年、福知山さんのときに 10 年という節目の年になります。そうしますと、先ほど福知山さんのほうからも「共に幸せ」、そして「まちづくり、人づくり、憲章運動から」、こういうテーマがありましたので、素晴らしい大会が期待されるなということで、先ほどいろいろとお話を聞いて、来年

が楽しみだと思っております。

(司 会) ありがとうございます。時間が過ぎました。大変申し訳ありませんが、5 分間だけ延長をさせていただいてよろしいでしょうか。それでは理事長にまとめに入させていただきます。

(高 岡) では、5 分間で終わるようにいたします。これから私どもの暮らしというのは、先ほども申し上げましたように、「誰の責任か、おれじゃない」というようなものの考え方では、決してみんながいい暮らしをすることができない。だから、「お前だ」「おれだ」と言わないで、みんな一緒になってやっぺいこう。自分のできることを、できるときにできるやり方でやろうということを行政も考える。行政の職員も、私たち市民も考えるということが基本になっていくと思います。

それを難しい言葉で言えば、「行政と市民とのコラボレーション」だとか「協働」ということになるのですが、しかし在りようを申し上げればそういうことなのです。これは、実は日本が最も得意としてきた、江戸時代から集落というのはみんな自分のところで自分のことをやってきたのです。実は、私たちのご先祖がやってこられたこと、道普請も村の人がみんな総出でやったのですね。何のことはない、昔に帰って物事を考えてみれば、大変優れた知恵で、私どものご先祖は暮らし、まちというものをマネジメントしてきたということが言えるのではないかと。昔に戻っていくということを考えれば、決して新しいことをやるわけではない。原点に返るというものの考え方ではないかというふうに思います。

環境政策をはじめとして、実は世界的に、もうみんなが一緒になって知恵を出し、汗を流してやっぺいしていくのだという方向になっ

てきているのです。コラボレーションという言葉が今盛んに言われるようになってきた。特に日本においては大変厳しい状況ですから、コラボレーション以外に、みんなが知恵を出し、汗をかく以外に自分たちの暮らしを良くしていく道はない。これ以上悪くしないように頑張っていく手はないということだろうと思います。

そのときに考えていくのは、システムづくりと、そのシステムを動かす人づくりです。これを考えなきゃいけない。一挙に基本条例という流行に合うような、そういうシステムに飛びつくのではなくて、福知山市の副市長さんがおっしゃったように、それを視野に入れつつも、その土台となるシステムづくりをやっていくのだと。これは、行政だけでやるのではなくて、このシステムの点も、やはり市民と協働で行政がつくっていくということだろうと思います。そのシステムを動かす人も、やはり協働でつくっていくと。

この人づくりの点は、やはり今のレベル・段階では、やはり行政の方が知恵を出すということだろうと思います。自分のまちにリーダーとなれる、核となれるような人をまずつくっていく。その人が今度、自分たちの地域のなかで、自分たちのまちのなかにそういうリーダー的な人を育てていく。リーダーというのは、決してこういう話をするようなところには出てこないのですね。実際に活動のなかから、本当のリーダーシップというのは培われる。

リーダーシップの最も大事なことは何か。これは人ですね。人柄です。人格なのです。いかに人を引きつけるような魅力のある人間をつくるか。私は、これが人づくりの基本だと思います。

それぞれものの考え方、生活習慣も違い

ますからリーダーのかたちも違ってくると思いますけれども、そういうことを基本に入れながら、私はこの市民憲章づくり、市民憲章運動というのを進めていかれるというのが、先ほど七尾市さんがおっしゃったように、実は市民憲章というのは、本当にまちづくりといいですか、まちの最高憲章だ。だから憲章なのだ。マグナ・カルタなのです。

憲章というのは、ただ単に名前ではなくて、われわれの人類の歴史のなかで、これだけの民主的で平和で安定した反映する社会を築き上げた原点がマグナ・カルタにあるわけですから、それだけの深い意味を持ったのが市民憲章の最後の二文字「憲章」だということを、われわれはもう一度思い起こして、そのために具体的に何をやっていけばいい。自分のまちで何をやっていけばいいか。よそのまちのしておられることを参考にすることはとてもいいことですが、うのみにしないで、自分たちでそしゃくして、自分たちのまちに合ったやり方をやっていく。いろいろな市民憲章運動の進め方があって、私はしかるべきだというふうに考えております。失礼しました。

(司 会) ありがとうございます。大変短い時間ではございましたが、市民憲章の運動の根幹にかかわる問題、それから皆さんが漠然ともっていらっしゃるいろいろな思い、コラボレーションという言葉が何回も出てまいりました。まさに今こそ、そういう住民の意識の向上、あるいは目的意識を持った参画の仕方、そういうものが必要になってきている時代ではないかなと思います。この市民憲章運動の各々のまちの素晴らしいまちづくりに少しでも活用され、そして意識がそこに注入され、そして素晴らしいまちが少しずつできあがっていくこと

を念じていきたいと思ひます。

今日は、本当に中身が大変大切な話ばかりでございまして、われわれも大変勉強になりました。ちょっと司会の不手際で時間を延ばしてしまったことをお詫び申し上げ、また今日のお二人の事例発表者と助言者の方々に、あらためて感謝の拍手を送りながら閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

出演者プロフィール



事例発表 村上 徳也 氏
(水沢まちづくり
推進協議会事務局長)

1935年生まれ。平成8年4月、水沢市民憲章推進協議会理事、同年10月、水沢市民憲章推進協議会事務局長に就任。
(平成18年2月合併により「水沢まちづくり運動協議会」と名称を変更し、従来の運動を継承)他に、あしたの日本を創る岩手県協議会事務局長、奥州市文化振興財団評議員、水沢ユネスコ協会理事、水沢南防犯協会事務局長、他等で活躍中。



助言者 高岡 完治 氏
(財団法人
あしたの日本を創る協会理事長)

1939年生まれ。立命館大学法学部卒、平成7年総理府次長、平成8年に退官。その後、総理府本府顧問、(社)時事画報社理事長、国立公文書館長を経て、現在、財団法人あしたの日本を創る協会理事長。